

鳥取県告示第九号
鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)第十条の規定により、昭和四十一年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

- 鳥取県告示第九号
一 入所期日 昭和四十一年四月八日
二 募集人員 機能回復訓練生 六名
職業訓練生 十七名

鳥取県告示第十号
土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第九十四号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一

鳥取県告示第十一号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年一月五日から引当廃止した。

Table with columns: 場所 (Location), 地目 (Land Use), 面積 (Area). Includes entries like 岩美郡若美町大字浦生字峰清水, 火路敷, 水路敷.

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休む日、翌日の翌日)

鳥取県告示第十号
土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第九十四号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一

規則

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

鳥取県規則第一号
市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)
第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額の算定方法)
第二条 市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額は、当該市町村における旧所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十六条第一項の規定によつて申告書を提出する者が納付すべき昭和三十九年分の所得税額で、国税庁長官が調製する申告所得税課税状況報告(確定申告の部)の基礎となつた昭和三十九年分の所得税額の昭和四十年三月三十一日現在における額(地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第五号の規定により所得税額に含まないこととされたものに係る額を除く。)に〇・一八〇一三三を乗じて得た額とする。

(市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額の算定方法)
第三条 市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額は、当該市町村における旧所得税法第三十八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十九年分の所得税額のうち、昭和四十一年度分の市町村民税の算定に用いられるべきであつた総所得金額及び退職所得の金額に対する額として知事が調査した額に、〇・二六〇三三〇を乗じて得た額とする。

第四條 市町村長は法人税制に係る最終課税額を算定し、その額を、

一 当該年度に係る額

次のイ及びロに定めるところにより算定した額の合算額

二 前年度に於て事業年度又は事業年度中において修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和三十九年三月三十一日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

昭和三十九年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税制の課税標準額（当該事業年度に係る法人税制について、昭和三十九年四月一日から九月三十一日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和三十九年十一月三十日までの間に、昭和三十九年十月一日から昭和四十年一月三十一日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和四十年三月三十一日までの間に修正申告、更正又は決定（期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。）があつた場合においては、その最終の修正申告、

算式

$$A \times 0.06804 \times 1.01266 + B \times 0.06075 \times 0.99567 + C \times 0.06075 \times 1.04297$$

算式の符号

A……昭和三十九年四月一日から昭和四十年一月三十一日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税制の課税標準額（当該事業年度に係る法人税制について、昭和三十九年四月一日から九月三十一日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和三十九年十一月三十日までの間に、昭和三十九年十月一日から昭和四十年一月三十一日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和四十年三月三十一日までの間に修正申告、更正又は決定（期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。）があつた場合においては、その最終の修正申告、

更正又は決定による課税標準額とする。）

B……昭和三十九年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税制の課税標準額（当該事業年度に係る法人税制について昭和三十九年五月三十一日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

C……昭和三十九年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に事業年度が終了した法人で昭和三十九年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和三十九年三月三十一日（昭和三十九年二月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和三十九年五月三十一日）以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和三十九年四月一日から昭和三十九年九月三十日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和三十九年十二月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に修正申告、更正又は決定があつたもの最終の課税標準額から当該法人に係るAの額を控除した額との合算額

D……イの法人以外の法人（以下本条において「その他の法人」といふ。）に係る額

算式

$$D \times 0.06804 \times 0.99376 + E \times 0.06075 \times 1.04582$$

算式の符号

F……前号の算式の符号中Aに同じ。

G……前号の算式の符号中Cに同じ。

H……昭和三十九年度における前号イの額

I……他の法人に係る分知事が調査したところに基づき、次の算式により算定した額

算式

$$J \times 0.06075 \times 0.99375 + K \times 0.06075 \times 1.04582 - L$$

算式の符号

J……Fの前算式の符号中Dに同じ。

K……前号の算式の符号中Eに同じ。

L……昭和三十九年度における前号ロの額

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第五條 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、当該市町村の土地の地目ごとの当該年度分の固定資産税の課税標準額（地方税法第三百四十九条並びに同法附則第三十四項及び第三十五項の規定により当該年度分の固定資産税が課される場合における当該土地の課税標準額をいう。）で知事が調査した額の合算額に〇・〇一〇二九を乗じて得た額とする。

3 家屋に係る基準税額は、知事が定めた当該市町村の家屋の平均価額に当該市町村の家屋の床面積（知事が調査した当該年度分の家屋の平均価額算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。）を乗じて得た額（新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供

する家屋で地方税法第三百四十九条の三第一項の規定に該当するもの  
 うち、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から五年以内の  
 ものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の二を  
 新たに固定資産税が課税されることとなった年度から六年度以上十年度以  
 内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の  
 一を乗じて得た額を、日本放送協会に係る家屋で地方税法第三百四十九  
 条の第三十項の規定に該当するものについては当該家屋につき当該市町  
 村長が評価した額に〇、五を乗じて得た額をそれぞれ控除するものとす  
 る。に、〇一〇二九を乗じて得た額から地方税法附則第四十三項及  
 び第四十四項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額と  
 して知事が調査した額に〇、七五を乗じて得た額を控除した額とする。  
 4 償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町  
 村ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号以外の償却資産で市町村長が評価すべきものについては、省  
 令第三十二条第四項第一号(一)により自治大臣から通知のあつた額(以  
 下「通知額」という。)に基づき、次のイ及びロによつて算定した額  
 の合算額  
 イ 通知額の十分の七の額を、当該市町村における昭和三十八年事業  
 所統計に基づいて調査した省令別表第十五(1)に定める産業分類ごと  
 の、かつ、規模ごとの従業者数(国、県、市町村、これらの組合及  
 び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定に  
 より非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税と  
 される償却資産に係る従業者数)当該非課税とされる償却資産を有  
 料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従

業者数を除く。に、〇一〇二九を乗じて得た額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録  
 された昭和四十年年度における償却資産の課税標準額の合算額(地方  
 税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの、同法第三百八十九  
 条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し配分した額、省令第三  
 十二条第四項第一号(二)の船舶に係る額及び三千万円以上の償却資産  
 に係る額を除く。)に〇、〇〇二五九八八を乗じて得た額  
 二 当該市町村によつて省令第三十二条第四項第一号(三)、(四)及び(五)  
 の方法によつて算定した額  
 (償却資産の基準税額の算定方法)  
 第六条 釧路税の基準税額は、省令別表第十七(1)に定める山元価格に、知  
 事が調査した当該市町村の昭和三十九年中における釧路の種類別生産量  
 を乗じて得た額に〇、〇〇七一二五を乗じて得た額  
 (木材引取税の基準税額の算定方法)  
 第七条 木材引取税に係る基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和  
 三十七年度、昭和三十八年度及び昭和三十九年度の樹種別素材生産量の  
 合計数を三で除して得た数に別表に定める率を乗じて得た数を樹種別

(用途別を含む。)素材生産推定量とし、これにそれぞれ省令別表第十  
 八に定める素材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇、〇一三八を乗じ  
 て得た額とする。  
 附則  
 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年年度分の普通交付税につ  
 いて適用する。  
 2 市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付  
 税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十年一月鳥  
 取県規則第二号)は、廃止する。

別表 樹種別素材生産推定量の算定に用いる率の表

樹種	種別	率
針葉樹	ナ	1.94454
	ヒ	1.38067
広葉樹	ナ	0.89561
	ヒ	1.14173
その他	ナ	0.75681
	ヒ	0.98474
その他	ナ	0.54867
	ヒ	1.42495

告示

鳥取県告示第十三号  
 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五条第一項の規定により次  
 の河川を二級河川に指定したので、同法同条第三項の規定により告示する。  
 昭和四十一年一月十八日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 河川名 区  
 中海 境港市岬町四五番地の一一地先までの境水道を含む鳥取県行  
 政区域に係る水面

鳥取県告示第十四号

昭和四十一年九月六日付けで東伯郡三朝町大字大谷三六二番地 沢井玉夫  
 ほか十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画  
 及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十  
 五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結  
 果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のように  
 縦覧に供する。  
 昭和四十一年一月十八日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し  
 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年一月二十一日から二十日間  
 三 縦覧に供する場所 三朝町役場  
 四 異議の申出  
 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

開議の日は、昭和四十一年一月十八日、午後十時分。

鳥取県告示第十五号

昭和四十一年一月十八日、丹比村下徳丸土地改良区から申請された新築に付する土地改良(八十八坪)事業については、審議の結果その計画を認可し認め、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十一年一月十八日

鳥取県知事 石 破

期

一 縦覧期間

昭和四十一年一月二十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

八頭郡八東町大字下徳丸 丹比村下徳丸土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年一月十八日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

公 告

一般国道9号東鳥取国道改良工事用地の収用にかかる徴収申請についての収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和41年1月18日

鳥取県収用委員会 委員長 木 礼

1 日時 昭和41年1月20日 午前11時から

2 場所 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県土木部入札室

開議の日は、昭和四十一年一月十八日、午後十時分。

鳥取県公安委員会委員名(県庁内者)

監理担当者(住所及び氏名)

- |                    |         |       |
|--------------------|---------|-------|
| 1 八頭郡智頭町大字南方四四二    | 自動車等運転者 | 小林 義明 |
| 2 鳥取市行徳有楽通り七三の三    | 自動車等運転者 | 北村 初  |
| 3 鳥取市服部二九三         | 自動車等運転者 | 稲田 敏明 |
| 4 鳥取市行徳六九の五        | 自動車等運転者 | 中井雄之輔 |
| 5 岩美郡国府町大字高岡八〇八の一  | 自動車等運転者 | 山本 強  |
| 6 鳥取市吉方四区七〇六 小谷荘内  | 自動車等運転者 | 中島 一幸 |
| 7 鳥取市里仁四二九         | 自動車等運転者 | 坂田 泰男 |
| 8 鳥取市二階町一丁目四三〇の一   | 自動車等運転者 | 森岡 忠雄 |
| 9 気高郡気高町大字上光七二一    | 自動車等運転者 | 公納 良夫 |
| 10 気高郡気高町大字坂本一、〇三六 | 自動車等運転者 | 刑部 智友 |
| 11 気高郡気高町大字浜村四二七   | 自動車等運転者 | 田中 好明 |
| 12 鳥取市吉成九五の一       | 自動車等運転者 | 田中 一雄 |
| 13 倉吉市服部九七九の一      | 自動車等運転者 | 岸田 正昭 |
| 14 東伯郡関金町大字泰久寺六〇三  | 自動車等運転者 | 山根 禎  |
| 15 東伯郡三朝町吉尾二三五     | 自動車等運転者 | 別所 祥二 |
| 16 倉吉市昭和町五二の一四     | 自動車等運転者 | 池田 晃  |
| 17 倉吉市上井三一の一五      | 自動車等運転者 | 内川 和幸 |
| 18 東伯郡羽合町大字長瀬一、二八六 | 自動車等運転者 | 松本 俊夫 |